

[緊急事態宣言期間中の時程]

保護者が家庭で児童を監護できない場合は、
1限目から登校（登校 8:05～8:20 保護者引率）

10:15～10:30 分団登校

10:40～10:55 朝学活（健康観察）

10:55～11:40 3時間

11:50～12:35 4時間

12:35～13:20 給食

13:40～ 下校

いきいきは、14:30～

保護者が家庭で児童を監護できない場合は、
通常の下校時刻